

公立大学法人横浜市立大学契約審査会規程

制 定 平成 22 年 4 月 1 日 規程第 163 号
最近改正 令和 7 年 4 月 1 日 規程第 12 号

(設置)

第 1 条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学の物品・労力その他の調達等の契約、委託契約及び工事請負契約を公平かつ適正に実施するため、また本学における契約事務の統一的処理を確保するため、公立大学法人横浜市立大学契約審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会の所管事務その他について必要な事項を定めるものとする。

(組織及び所掌事務)

第 2 条 大学（附属病院、附属市民総合医療センターを除く。以下同じ。）、附属病院及び附属市民総合医療センターにそれぞれ審査会を設置する。

- 2 前条に規定する審査会の委員、委員長及び所掌事務は、別表 1 から 3 のとおりとする。
- 3 審査会の委員長は、特に必要と認めるときは、審査会に諮って臨時委員を置くことができる。

(委員長)

第 3 条 各審査会の委員長は別表のとおりとし、議長として会議を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長が指名した委員を職務代理者とすることができます。

(審査会の招集等)

第 4 条 審査会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決する。このとき、委員長並びに当該案件の事業所管担当課長及び事業所管担当係長は決議に参加できない。
- 4 可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(定例会及び臨時会の開催)

第 5 条 審査会の会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、年度当初に開催日時を設定するものとする。
- 3 臨時会は、必要に応じて開催するものとする。ただし、委員長の決定により、臨時会を開催せず、持ち回りにより決定することができる。

(審議事項)

第 6 条 契約審査会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 競争入札参加条件の設定に関する事項
- (2) 競争入札参加資格の有無の確認に関する事項
- (3) 入札参加者の指名及び契約の相手方の選定に関する事項
- (4) 入札方式の決定及び随意契約によることの可否に関する事項

- (5) 低入札価格調査に関する事項（経理責任者から意見を求められた場合に限る。）
- (6) プロポーザル方式の実施、その他業者選定を行うにあたり必要な事項
- (7) 取引停止に関する事項
- (8) その他委員長が必要と認める事項
(契約審査依頼書の提出)

第7条 主管課からの契約審査依頼については、定例会にあっては開催日の2週間前（休日にあたる場合はその前日）までに、臨時会にあっては随時に契約審査依頼書兼結果通知書（様式1）を第12条に定める審査会の庶務に提出するものとする。

（関係者の出席）

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、審査会に関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（契約審査結果の通知）

第9条 審査会の結果は、契約審査依頼書兼結果通知書（様式1）により、委員長から主管課長に通知するものとする。

（適用除外）

第10条 次の各号に掲げるものについては、審査会に付議しないで業者を選定することができるものとする。

- (1) 物品・労力その他の調達等の契約、委託契約及び工事請負契約のうち、執行予定概算額が500万円以下のもの
- (2) 特許、実用新案権等により、業者が特定されるもの
- (3) 調達先または業務内容が特殊で、契約を履行するために必要な資格・能力等を持つ業者が他にないと審査会が認めたもの
- (4) 横浜市の外郭団体及び公益法人に、施設の管理委託等をするもので、横浜市の規則、要綱等により、決定されているもの
- (5) 国又はその他の公共団体に委託するもの、又は本学の設立団体より推薦を受けたものに委託するもので、方針決裁等により決定されているもの
- (6) 緊急の必要により委員会を開催する暇がないと委員長が認めたもの

（審査結果の記録）

第11条 審査会の審議結果として、議事録（様式2）を使用し、次の事項を記録しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者（職名）
- (3) 一般競争入札における競争入札参加資格確認申請業者名及びその資格の有無並びに資格がないと認めた場合のその理由
- (4) 指名競争入札における指名業者名及び指名理由
- (5) 隨意契約によることの可否、選定業者名及び選定理由
- (6) その他委員長が必要と認める事項
(庶務)

第12条 審査会の庶務は、次の所属において処理する。

(1) 大学の案件に関すること

総務部企画財務課企画財務担当

(2) 附属病院の案件に関すること

医学・病院統括部医学・病院企画課財務担当

(3) 附属市民総合医療センターの案件に関すること

管理部経営企画課経営企画担当

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関する必要な事項は、各所属の委員長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(公立大学法人横浜市立大学業者選定委員会規程等の廃止)

2 この規程の施行に伴い、「公立大学法人横浜市立大学業者選定委員会規程」及び「公立大学法人横浜市立大学工事請負等指名業者選定委員会規程」は廃止する。

附 則

この規程は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 1 月 8 日改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成 25 年 1 月 15 日から施行する。

(公立大学法人横浜市立大学附属病院契約審査会規程等の廃止)

2 この規程の施行に伴い、「公立大学法人横浜市立大学附属病院契約審査会規程」及び「公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター契約審査会規程」は廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則 (平成 26 年 4 月 8 日改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成 26 年 4 月 15 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前

の例による。

附 則（平成 28 年 3 月 18 日改正）

（施行期日）

1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日改正）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日改正）

（施行期日）

1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日改正）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日改正）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 7 月 1 日改正）

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 規程第 66 号）

この規程は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 規程第 12 号）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 (第2条第1項) (大学)

名 称	委 員 (◎委員長)	所 掌 事 務
第一 契約審査会 (9名)	◎経営戦略担当部長 企画財務課長 総務部総務課長 研究推進部研究基盤課長 医学・病院企画課長 経営企画課長 企画財務課企画財務担当係長 医学・病院企画課財務担当係長 経営企画課経営企画担当係長 ただし、次に掲げる事項を審査する場合は、 事務局長を委員長とする。 1 取引停止に関する事項 2 その他、事務局長が必要と認める事項	1 1件につき執行予定概算額が5千万円以上の物品、労力その他の調達等の契約、委託契約、労働者派遣契約及び工事又は製造（物品の製造を除く。）の請負（以下「工事」という。）に関する事項。 2 取引停止に関する事項。
第二 契約審査会 (7名)	◎企画財務課長 総務部総務課長 医学・病院企画課長 経営企画課長 企画財務課企画財務担当係長 医学・病院企画課財務担当係長 経営企画課経営企画担当係長	1件につき執行予定概算額が5千万円未満の物品、労力その他の調達等の契約、委託契約、労働者派遣契約及び工事の契約に関する事項。

別表2 (第2条第1項) (附属病院)

名 称	委 員 (◎委員長)	所 掌 事 務
第一 契約審査会 (9名)	◎医学・病院統括部長 医学・病院企画課長 医学・病院統括部総務課長 医学・病院統括部医事課長 企画財務課長 経営企画課長 医学・病院企画課財務担当係長 企画財務課企画財務担当係長 経営企画課経営企画担当係長 ただし、次に掲げる事項を審査する場合は、 事務局長を委員長とする。 1 取引停止に関する事項 2 その他、事務局長が必要と認める事項	1 1件につき執行予定概算額が5千万円以上の物品、労力その他の調達等の契約、委託契約、労働者派遣契約及び工事又は製造（物品の製造を除く。）の請負（以下「工事」という。）に関する事項。 2 取引停止に関する事項。
第二 契約審査会 (7名)	◎医学・病院企画課長 医学・病院統括部総務課長 企画財務課長 経営企画課長 医学・病院企画課財務担当係長 企画財務課企画財務担当係長 経営企画課経営企画担当係長	1件につき執行予定概算額が5千万円未満の物品、労力その他の調達等の契約委託契約、労働者派遣契約、工事の契約及び薬品・衛生治療材等の単価契約の契約に関する事項。

別表3 (第2条第1項) (附属市民総合医療センター)

名 称	委 員 (◎委員長)	所 掌 事 務
第一 契約審査会 (9名)	◎管理部長 経営企画課長 管理部総務課長 管理部医事課長 企画財務課長 医学・病院企画課長 経営企画課経営企画担当係長 企画財務課企画財務担当係長 医学・病院企画課財務担当係長 ただし、次に掲げる事項を審査する場合は、事務局長を委員長とする。 1 取引停止に関する事項 2 その他、事務局長が必要と認める事項	1 1件につき執行予定概算額が5千万円以上の物品、労力その他の調達等の契約、委託契約、労働者派遣契約及び工事又は製造(物品の製造を除く。)の請負(以下「工事」という。)に関する事項。 2 取引停止に関する事項。
第二 契約審査会 (7名)	◎経営企画課長 管理部総務課長 企画財務課長 医学・病院企画課長 経営企画課経営企画担当係長 企画財務課企画財務担当係長 医学・病院企画課財務担当係長	1件につき執行予定概算額が5千万円未満の物品、労力その他の調達等の契約委託契約、労働者派遣契約、工事の契約及び薬品・衛生治療材等の単価契約の契約に関する事項。